

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年大阪市規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(手当) 第9条 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）には、常勤職員の例により、条例第3条第1項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。この場合において、通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員」とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員を除く。）」と読み替えるものとする。	(手当) 第9条 会計年度任用職員（会計年度任用短時間勤務職員を除く。）には、常勤職員の例により、条例第3条第1項に規定する手当（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。この場合において、通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員（以下「任期付職員等」という。）」とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員を除く。以下「会計年度任用職員」という。）」と、同規則第5条、第9条及び第16条第1項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、同規則第17条第2項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給

[2 ～ 4 略]

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

第11条 [略]

[2 ～ 5 略]

6 第9条第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者には、単労職員の例により、条例第14条に規定する手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給する。この場合において、通勤手当支給規則第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員」とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。

[2 ～ 4 同左]

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

第11条 [同左]

[2 ～ 5 同左]

6 第9条第1項の規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者には、単労職員の例により、条例第14条に規定する手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給する。この場合において、通勤手当支給規則第3条第2項中「同法第26条の6第7項第1号又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項の規定により任用の期間を定めて採用された職員(以下「任期付職員等」という。)」とあるのは「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)」と、同規則第5条、第9条及び第16条第1項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、同規則第17条第2項中「任期付職員等」とあるのは「会計年度任用職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始

[7 ・ 8 略]	<u>期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。</u> [7 ・ 8 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。
(会計年度任用職員に支給する通勤手当に係る経過措置)
- 令和 8 年 9 月 17 日から同月 30 日までの間（以下「特定期間」という。）に地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）（同項第 1 号に掲げる職員及び法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者を除く。以下この項から附則第 6 項までにおいて同じ。）がこの規則による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第 9 条第 1 項の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則（昭和 44 年大阪市規則第 32 号）第 2 条の職員たる要件（次項から附則第 6 項までにおいて「支給要件」という。）を具備するに至った場合であって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後にこの規則による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第 9 条第 1 項の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則第 13 条の規定による届出（次項から附則第 6 項までにおいて「届出」という。）がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過する前においてなされたときに当該会計年度任用職員に支給する通勤手当に係る通勤手当支給規則第 5 条に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）については、改正後の規則第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、通勤手当支給規則の一部を改正する規則（令和 8 年大阪市規則第 121 号）による改正後の通勤手当支給規則（以下「改正後の通勤手当支給規則」という。）第 5 条の規定の例により算出する運賃等相当額を基準とし、当該会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。
- 特定期間に会計年度任用職員（改正前の規則第 9 条第 1 項の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則第 2 条第 2 号に掲げる職員のうち通勤手当支給規則第 9 条第 2 項に規定する身体障害のため歩行することが著しく困難な職員である会計年度任用職員（次項において「特定会計年度任用職員」という。）を除く。）が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過する前においてなされたときの当該会計

年度任用職員についての職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号。以下「給与条例」という。）第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、改正後の規則第9条第1項の規定にかかわらず、改正後の通勤手当支給規則第9条第1項第1号又は第2号の規定の例による額を基準とし、当該会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。ただし、改正後の規則第9条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される会計年度任用職員にあっては、当該総務局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

4 特定期間に特定会計年度任用職員が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該特定会計年度任用職員についての給与条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、改正後の規則第9条第1項の規定にかかわらず、改正後の通勤手当支給規則第9条第1項第1号の規定の例による額に、2,700円を加算した額を基準とし、当該特定会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。ただし、改正後の規則第9条第1項の規定によりその例によることとされる給与条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される特定会計年度任用職員にあっては、当該総務局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。

5 特定期間に会計年度任用職員が新たに支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの通勤手当の支給は、改正後の規則第9条第1項の規定にかかわらず、当該事実の生じた日の属する月から行うものとする。

6 特定期間に会計年度任用職員が新たに支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときに支給される通勤手当に係る通勤手当支給規則第3条に規定する支給単位期間は、改正後の規則第9条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により通勤手当の支給が開始される月から開始するものとする。
(単純な労務に雇用される会計年度任用職員に支給する通勤手当に係る経過措置)

7 特定期間に会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下この項から附則第11項までにおいて「単労会計年度任用職員」という。）が改正前の規則第11条第6項の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則第2条の職員たる要件（次項から附則第11項までにおいて「支給要件」という。）を具備するに至った場合であって、施行日以後に改正後の規則第11条第6項の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則第13条の規定による届出（次項から附則第11項までにおいて「届出」という。）がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときに当該単労会計年度任用職員に支給する通勤手当に係る

運賃等相当額については、改正後の規則第11条第6項の規定にかかわらず、改正後の通勤手当支給規則第5条の規定の例により算出する運賃等相当額を基準とし、当該単労会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。

- 8 特定期間に単労会計年度任用職員（改正前の規則第11条第6項の規定によりその例によることとされる通勤手当支給規則第2条第2号に掲げる職員のうち通勤手当支給規則第9条第2項に規定する身体障害のため歩行することが著しく困難な職員である単労会計年度任用職員（次項において「特定単労会計年度任用職員」という。）を除く。）が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該単労会計年度任用職員についての給与条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、改正後の規則第11条第6項の規定にかかわらず、改正後の通勤手当支給規則第9条第1項第1号又は第2号の規定の例による額を基準とし、当該単労会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。ただし、改正後の規則第11条第6項の規定によりその例によることとされる単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号。以下「単労給与条例」という。）第5条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される単労会計年度任用職員にあつては、当該総務局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 9 特定期間に特定単労会計年度任用職員が支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの当該特定単労会計年度任用職員についての給与条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、改正後の規則第11条第6項の規定にかかわらず、改正後の通勤手当支給規則第9条第1項第1号の規定の例による額に、2,700円を加算した額を基準とし、当該特定単労会計年度任用職員の任用の期間の始期を考慮して総務局長が定める額とする。ただし、改正後の規則第11条第6項の規定によりその例によることとされる単労給与条例第5条の3の規定により在宅勤務等手当を支給される特定単労会計年度任用職員にあつては、当該総務局長が定める額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 10 特定期間に単労会計年度任用職員が新たに支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときの通勤手当の支給は、改正後の規則第11条第6項の規定にかかわらず、当該事実の生じた日の属する月から行うものとする。
- 11 特定期間に単労会計年度任用職員が新たに支給要件を具備するに至った場合であって、施行日以後に届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過する前においてなされたときに支給される通勤手当に係る通勤手当支給規則第3条に規定する支給単位期間は、改正後の規則第11条第6

項の規定にかかわらず、前項の規定により通勤手当の支給が開始される月から開始するものとする。

(令和8年9月30日揭示済)